

平成30年度当初予算編成方針

平成29年10月
宮 崎 県

I 予算編成の背景

我が国の景気は、緩やかに回復していくことが期待されている一方で、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響が懸念されている。

このような経済情勢のなか、国は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）において、働き方改革による成長と分配の好循環の実現や人材への投資による生産性の向上等を掲げ、地方創生については、地域が持つ魅力を最大限引き出し、自助の精神を持って取り組む地方を強力に支援することとしている。

これらを踏まえ、「平成30年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成29年7月20日閣議了解）では、歳出全般にわたり、これまでの歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしており、義務的経費等を除く経費について、前年度当初予算における額に100分の90を乗じた額の範囲内で要求することとされた一方で、予算の重点化を進めるため、「新しい日本のための優先課題推進枠」を措置するとされている。

また、地方財政については、総務省の概算要求において、国の取組と合わせて歳出の重点化・効率化に取り組むとともに、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、平成29年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされている。

しかしながら、地方交付税の要求額は、出口ベースで15.9兆円と今年度当初予算から4,034億円減少しており、さらに、地方行政サービス改革の推進と財政マネジメントの強化にも取り組むとされていることから、今後、国の動向を注視しながら、適切に対応していく必要がある。

一方、本県の財政については、これまでの財政改革の取組により、県債残高の減少など、改善が図られているが、今後も歳入の大きな伸びが見込めない中、年々増加する社会保障関係費に加え、防災・減災対策や公共施設の老朽化対策、さらには国体開催に伴う施設整備等に多額の財政負担が見込まれており、引き続き厳しい財政状況が続いていくものと考えられる。

Ⅱ 予算編成の基本的な考え方

平成30年度の当初予算の編成に当たっては、「第四期財政改革推進計画」に基づく取組を、「不断の取組」として着実に実行しながら、選択と集中の理念の下、本県の抱える様々な課題に的確に対応するとともに、将来を見据えた施策について積極的な展開を図る。

なお、今後の編成過程においては、国の社会保障や社会資本整備、地方財政に係る改革等の動向に十分留意し、適時・適切に対応していく。

具体的な方針は、以下に定めるところによる。

第1 基本方針

1 平成30年度重点施策の推進

平成30年度は、県総合計画アクションプランの最終年度に当たり、目標達成に向けて全力を尽くすとともに、引き続き、長期的視点に立って、人口減少に対応し、本県の未来を支える人財育成・確保に係る取組を強化していく必要がある。

また、3年後に迫った国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会への着実な準備と開催効果の県づくりへの波及、さらには、世界ブランドへの登録や全国和牛能力共進会での成果等を今後に生かす取組の具体化も求められている。

このため平成30年度は、こうした課題への対応に加え、政策評価の結果やインフラ整備によるストック効果の最大化の視点も踏まえ、**みやぎきの更なる飛躍と新たな挑戦**をテーマに取り組むこととする。

(1) 未来を支える人財育成・確保と中山間地域対策の強化

- ① 若者の県内定着とU・I・Jターンの促進
- ② 子育て支援と働き方改革の推進
- ③ 中山間地域の維持・活性化

(2) 世界ブランドや文化・スポーツを生かした地域づくりー2020年に向けてー

- ① 世界ブランドのみやぎづくりの推進
- ② 文化・スポーツを生かした地域づくりの推進

(3) 地域経済をけん引する産業づくり

- ① 成長産業の育成加速化と県内企業の競争力強化
- ② 次代につながる新たな産業づくり

2 役割分担等を踏まえた施策の推進

すべての施策について、その必要性はもちろんのこと、国、県、市町村、県民等の間の役割分担のあり方を検証するとともに、ボランティアやNPO、民間企業、大学、金融機関など多様な主体との連携・協働にも積極的に取り組み、県民の総力を挙げた施策の推進を図る。

3 「不断の取組」としての財政改革の実行

引き続き厳しい財政状況が続く中、本県の抱える様々な課題に的確に対応しつつ、将来を見据えた施策を積極的に推進していくためには、限りある財源を効果的に活用することが重要であることから、「不断の取組」として、「第四期財政改革推進計画」を着実に実行する。

第2 全般的事項

1 年間予算としての編成

平成30年度当初予算は、現行制度等に基づき見込み得る年間予算を編成する。

したがって、年度途中においては、制度改正に伴う経費、災害関係経費等、真にやむを得ないものを除き、補正は行わない。

また、国庫補助事業について、補助金等の追加申請の必要が生じた場合は、財政課と事前に十分調整を図る。

2 予算要求限度額

平成30年度の当初予算における要求限度額については、各部局における事務事業の見直しによる財源捻出の実績等を踏まえ、県債充当前の一般財源（以下「一般財源額」という。）を基準として次のとおりとする。

(1) 公共事業費（事務費を含む。）

- ① 補助公共事業費（交付金事業を含む。）

暫定的に平成29年度当初予算（特別枠による追加措置分を除く。）における一般財源額（以下「今年度当初予算額」という。）の95%の範囲内とする。

なお、最終的には国の予算編成の動向を踏まえた予算編成とする。

- ② 県単独公共事業費
公共施設の維持管理経費は所要額とし、別途財政課と協議するものとする。
公共施設の維持管理経費以外の経費については、今年度当初予算額の95%の範囲内とする。
- ③ 直轄事業負担金（市町村等分担金・負担金を除く。）
直轄高速自動車国道事業負担金は所要額とし、別途財政課と協議する。
直轄高速自動車国道事業負担金以外の経費については、今年度当初予算額（市町村等分担金・負担金を除く。）の95%の範囲内とする。ただし、やむを得ずこの範囲を超えて要求せざるを得ない場合は、別途財政課と協議する。
- ④ 災害復旧事業費
過去の実績等を考慮し、適切な事業費とする。

(2) その他の経費

次に掲げる経費を除き、今年度当初予算額の90%の範囲内とする。ただし、終期到来等による当然減は対象経費から除外する。

- ① 庁舎等維持管理基本経費については、今年度当初予算額の範囲内とする。
- ② 既に設定された債務負担行為の歳出化に係る経費については、必要かつ最小限度の所要額とする。
- ③ 新規・改善事業に係る経費については、事務事業の見直しの実績等を踏まえ、各部局に別途示す要求限度額の範囲内とする。
なお、見直し目標額を超える見直しを行い、かつ、終期設定のない事業を廃止した場合は、当該事業費の10%を、継続的な収入が見込まれる新たな歳入確保策については、増収見込額の2分の1を要求限度額に上乘せする。
- ④ いわゆる箱物の整備は、増改築を含め、県民にとって真に必要なもので、緊急性があるものに限り、別途財政課と協議する。

3 県営電気事業みやざき創生基金の活用

上記2の予算要求限度額とは別に、地方創生の推進をはじめとした地域活性化の取組を重点的に展開するため、県営電気事業みやざき創生基金を活用した特別枠を設ける。

なお、特別枠の規模等については、別途検討する。

4 予算要求の体系化・部局間の調整

予算要求に当たっては、各部ごとに予算体系表を作成するとともに、各課ごとに要求に当たっての基本的な考え方及び平成30年度の主要な施策等を明確にしておく。

特に、複数の部局に関係する事業については、関係部局間で調整し、整合性や

効率性を確保する。

5 新規・改善事業

新規・改善事業は、選択と集中の理念の下、必要性、緊急性、有効性等を総合的に勘案し、真に必要と認められるものについて、重点的、効果的及び効率的に取り組む。

なお、原則として、すべての事業に終期（原則3年、最長5年）を設定する。

6 ゼロ予算施策の推進

職員一人ひとりが徹底したコスト意識を持って経費節減等を図るとともに、現行制度の改善や窓口サービスの充実など、新たな予算措置を伴わず、知恵と工夫により県民サービスの向上を図る「ゼロ予算施策」をさらに積極的に推進する。

なお、「ゼロ予算施策」及び新規・改善事業については、職員提案「提案・かえるのたまご」の活用にも努める。

7 効率的で質の高い行政基盤の構築等

行政組織の簡素合理化、事務処理の簡素効率化等に積極的に取り組むほか、アウトソーシングの一層の推進など、「みやざき行財政改革プラン(第二期)」に基づき、効率的で質の高い行政基盤の構築と県民目線に立った行政サービスの提供に努める。

8 後年度負担の抑制

予算要求に当たっては、将来にわたる負担の推計に十分留意する。

なお、国の基準付け等があり、削減等が難しいとされる扶助費や社会保障関係費についても、総額の抑制について検討を行う。

また、今後増大が見込まれる公共施設の老朽化対策費については、「宮崎県公共施設等総合管理計画」に基づいた個別施設計画を速やかに策定し、財政負担の最小化と施設保有効果の最大化に取り組む。

第3 歳入に関する事項

歳入については、財源の積極的な確保を図ることとし、次に掲げる点に留意する。

1 県税

税制改正に的確に対応するとともに、経済情勢の推移等に十分留意し、適正な年間収入見込額を計上する。

また、常に、適正な課税、徴収率の向上及び滞納縮減に努め、積極的な税収確保に取り組むとともに、特に、個人県民税については、市町村との連携を密にした徴収対策を進める。

2 地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金

国の動向を十分把握するとともに、過去の実績等も考慮して適正な収入見込額を計上する。

特に、地方交付税については、今後の地方財政対策における加算措置の取扱い等について注視していく。

3 国庫支出金

県の重点施策や国の予算編成及び行財政改革の動向等に留意の上、適正な収入見込額を計上する。

4 県債

財政の健全性を確保するため、国の公共事業等の動向も踏まえ、交付税措置のあるより有利な県債を活用し、適正な充当見込額を計上する。

5 分担金及び負担金

事業の性格、受益の限度、他県の状況等を十分に検討し、負担割合の適正化を図るとともに、適正な収入見込額を計上する。

6 使用料及び手数料

原則として、前回改定から3年以上を経過する使用料・手数料を対象に、経済情勢及び関係事務事業の所要額の動向等に即して、受益者負担の適正化の観点から徹底した見直しを行い、適正な収入見込額を予算計上するとともに、新たな使用料・手数料の設定についても検討する。

また、県有財産の使用料について、既存料金の積算根拠の精査、減免措置の必要性の確認等を行う。

7 財産収入

不用遊休財産については、積極的に売却を進めるとともに、短期的に売却が困難なもの等については、貸付等による有効活用を図るものとし、貸付料についても見直しを行う。

また、生産物については、時価での処分による適正な収入の確保に努める。

さらに、基金については、確実かつ最も有利な運用に努めるとともに、適正な収入見込額を計上する。

8 その他

- (1) 過年度収入については、整理計画を策定し、積極的かつ確実に収入の確保を図る。
- (2) 公平性や公益を阻害しない範囲において、様々な媒体を活用し、積極的に広告収入の確保を図るとともに、ネーミングライツ（命名権）収入の確保についても積極的に検討する。
- (3) 特定目的基金については、設置目的に沿った活用を図るとともに、県民ニーズの変化等により必要性が低下した基金については、廃止を含めた抜本的な見直しを行う。
- (4) 国の経済対策等により設置した基金を活用した事業のうち、平成29年度に終期を迎えるものについては、国の動向を踏まえて適切に対処する。
また、今後、終期を迎える事業についても、基金の目的に沿って計画的かつ有効な活用を図ることとし、未執行による返還を生じさせないよう留意する。
- (5) 関係団体等への出資金等については、必要に応じて引揚げ等について検討を行う。
特に、一般社団・財団法人については、自律的な法人運営が基本となることから、現在保有している基金や出捐金等については、その役割や意義等について再度検討を行い、必要に応じて返戻を求める。

第4 歳出に関する事項

歳出に関しては、義務的経費を含むすべての事務事業についてゼロベースから徹底した見直しを図ることとし、次に掲げる点に留意する。

なお、今後、国における予算措置の状況や制度改正等の検討状況など、その動向等を見極めた上で編成過程において適切に対応していく。

また、既存負担金や臨時経費等については、経費の属性区分について厳格なチェックを行った上で、事業継続の必要性や制度のあり方、国、市町村、各種団体、県民等との役割分担や負担割合について見直し等を行い、徹底した歳出の抑制を図る。

1 人件費

「みやざき行財政改革プラン(第二期)」に基づき、適正な管理に努めるものとし、事業量の増大等については、事務の簡素合理化、民間委託、職員の適正配置等により対応する。

2 公債費

公債費は、交付税措置のある有利な県債の発行や借換債の活用などにより、実

質的な負担の軽減を図る。

3 補助公共事業費

国の予算編成の動向に留意し、国及び市町村との関連性及び投資効果を十分に考慮の上、長期的観点から重点的かつ効率的な投資が行われるよう事業計画を立てるとともに、コスト縮減の一層の推進を図る。

4 県単独公共事業費

事業の必要性、緊急性、補助公共事業等との関連等について十分検討し、真に県民生活の質の向上、地域の活性化に資するものに限り重点的に措置する。

5 国直轄事業負担金

国における制度改正や予算編成の動向を的確に把握し、事業の優先度を考慮の上、重点的かつ計画的に措置する。

6 一般国庫補助事業費

国の動向を十分把握するとともに、事業の緊急性、効果等を検討の上、事業の選択を行う。

- (1) 国庫補助金が廃止又は縮小される事業については、県費振替による実施は認められないことから、事業そのものを廃止又は縮小する。
- (2) 国庫補助金が統合又はメニュー化される事業については、対象事業の緊急性、事業効果等を十分に検討する。また、県費負担額、補助率等が明確でないものについては、特に慎重に対処する。
- (3) 県費による継ぎ足し補助は、原則として廃止する。

7 物件費等

事務事業の徹底した見直しとともに、経費節約のための様々な工夫等を行い、必要最小限度の経費となるよう努める。

特に、IT調達関係経費については、「IT調達の標準化」により調達経費の節減・効率化を図るため、対象となるシステム等については、事前に情報政策課へ協議を行うとともに、導入済みのシステム等のうち費用対効果や利用率が低いものについては、廃止を含め必要性を再検討する。

また、指定管理者制度導入施設に係る委託経費等については、運営の状況を十分把握し、適正な規模であるか検証する。

このほか、国の外郭団体をはじめ各種団体への負担金については、受益との均衡を考慮し、必要性を含め再検討する。

8 県単独補助金

すべての補助金について、補助の目的、効果等について客観的な分析・再検討を加え、次に掲げる基準により、ゼロベースからの徹底した見直しを行う。

なお、見直しに当たっては、事前に関係団体等に十分な説明を行う。

- (1) 補助期限の到来したもの、補助目的が達成されたもの、補助効果が低くなったもの、本来、国、市町村、各種団体又は県民が実施すべきもの及び末端の補助額が零細なものについては、原則として廃止する。
- (2) 多額の一般財源を要するもの及び長期間にわたって支出しているものについては、補助金の廃止・縮小、補助率の見直し、終期の設定等を検討する。
- (3) 他部課において同種・類似の事業を行っているもの及び同一交付先に複数の補助を行っているものについては、整理統合による効率化・重点化を進める。
- (4) 各種団体に対する運営費補助金については、各団体に自主財源の強化、業務運営の効率化等を要請することにより、補助金の廃止・縮小を図るとともに、新たな補助金は措置しない。
- (5) 市町村に対する補助金については、市町村との役割分担や市町村の財政力を考慮した制度への見直しを行う。

また、市町村等が事業主体となる補助公共事業等（補助公共事業に類する構造改善事業等を含む。）に係る市町村負担については、法令等に定めがあり、また、地方債及び地方交付税によって必要な財政措置が講じられていることから、当該負担割合を超えて県が任意に行っている県費継ぎ足し補助金は、財政措置が重複するため、原則として廃止等の見直しを行う。

なお、見直しにあたっては、事前に市町村等関係機関に十分な説明を行う。

9 貸付金

貸付金の目的や効果、資金需要、金融情勢等を考慮の上、貸付の対象、方法及び条件、金融機関の協調等について検討し、真にやむを得ないものに限定するとともに、その規模についても必要最小限度とする。

また、貸付金が不良債権化することのないよう回収には万全を期するものとする。

なお、公社及び第三セクター等に対する短期貸付のうち、毎年度、反復かつ継続的に行われているものについては、計画的に解消していく。

10 繰出金

特別会計への繰出金については、基準内繰出金に限るとするなど、真に必要な額についてのみ措置し、その圧縮に努める。

11 債務負担行為等の設定

債務負担行為は、後年度の財政運営を圧迫する要因となることから、長期的視

点に立って、対象事業及びその限度額について十分に精査し、安易な設定を行わない。なお、設定する場合は、それに要する一般財源総額相当額を捻出する。

また、損失補償及び債務保証についても、後年度に負担を及ぼすおそれがあるので、特に慎重に対処する。

12 事業終期の設定

既定の事業のうち終期の設定がないものについては、定期的な見直しを行う観点から、事業の内容等を十分に検討し、原則として終期（原則3年、最長5年）を設定する。

第5 特別会計、公営企業会計等に関する事項

1 独立採算の原則

特別会計及び公営企業会計については、繰出基準に基づき一般会計が負担すべきとされている経費を除き、独立採算で運営しなければならないとされていることを念頭に措置する。

2 事業規模の適正化等

特別会計の規模については、事業執行に当たって適正なものとし、多大な滞留金や余剰金が生じている場合には、原則として一般会計への繰入れを行う。

また、貸付金の回収に万全を期すなど、歳入の確保に積極的に取り組む。

3 公営企業会計の健全性の確保

公営企業会計については、経営基盤の安定と地域住民サービスの確保のため、経営の現状及び今後の見通しについて徹底した検討を行い、その合理化・効率化を図るなど経営の健全化を推進する。

特に、県立病院事業については、経営の健全化をより一層図り、高度で良質な医療を効果的かつ安定的に提供するため、これまでの取組の実績や課題を踏まえ、より一層の経営改革に取り組んでいく。

4 公社等運営の効率化

県が出資等を行っている公社等に対しては、その役割及び県の関与のあり方を見直すことにより、経営の効率化、自立化への取組等を積極的に促進し、県の財政支出の実効ある削減を図る。

5 財政規律の確保

財政健全化法の趣旨を踏まえ、特別会計、公営企業会計のほか、公社や第三セクターまで含めた県全体の財政規律の状況を検証する必要があることから、それらの財政状況、損失補償等のあり方等について十分に留意する。

なお、公社等への短期貸付のうち、毎年度、反復かつ継続的に行われているものについては、計画的に解消していく。